

区分	業務推進のための指針（指標）	基準	
<b>1 共通基盤</b>			
(1)設置状況	<b>【立ち寄りやすさ】</b> ① 高齢者等が立ち寄りやすい場所に事務所を設置している、又は立ち寄りにくい場所の場合、訪問等により適宜対応している。	4 利便性が高く立ち寄りやすい場所に事務所を設置し、高齢者等がよく立ち寄っている。 3 立ち寄りやすい場所に事務所を設置し、高齢者等がよく立ち寄っている。 2 高齢者は立ち寄りにくい、訪問等により適宜対応している。 1 高齢者は立ち寄りにくく、訪問等による対応もあまり行っていない。	
	<b>【案内のわかりやすさ】</b> ② 事務所に独立した看板を掲示する等、地域住民や高齢者にわかりやすい表示にしている。	4 高齢者が分かりやすいよう、往来から確認できる単独看板を設置し、文字を大きくする、色彩をよくする、複数箇所掲示するなどの工夫をしている。 3 往来から確認できる単独看板を掲示している。 2 単独看板を掲示している。 1 他の事業所と並列した看板を掲示している。	
	(2)運営体制	<b>【利用しやすさ】</b> ① 高齢者や就労している家族等が利用しやすいよう、開設日を増やしたり開設時間を延長するなどの対応を行っている。	4 土曜日、日曜日、祝日も開設している。
			3 18時以降も開設している、又は、土曜日も開設している。
			2 なし
			1 なし
			4 夜間・休日の電話は、委託職員が携帯電話を持ち帰るなどして直接対応できるようにしている。
			3 なし
<b>【地域の課題分析等】</b> ② 地域情報を収集・分析し、地域のニーズや課題、強み等の地域の現状を的確に把握するとともに、解決策を事業計画に反映させている。		4 地域実態把握シートの作成を通じて、担当エリア内のすべての地域の現状を的確に把握し、事業計画に反映させている。	
		3 地域実態把握シートの作成を通じて、地域の現状を的確に把握し、おおむね事業計画に反映させている。	
		2 地域実態把握シートの作成を通じて、地域の現状を把握しているが、事業計画への反映が不十分である。	
		1 地域実態把握シートの作成が不十分で、地域の現状を踏まえた事業計画となっていない。	
<b>【事業計画の策定】</b> ③ 市の方針や地域診断等を通じて把握した地域の実態を踏まえるとともに、センター職員が協働して事業計画を策定している。		4 市の方針や地域の実態から課題分析をした上で、解決策を含めた事業計画を策定し、実施している。	
		3 市の方針や地域の実態を十分考慮した上で、事業計画を策定し、実施している。	
	2 市の方針や地域の実態を考慮した事業計画を策定し、実施している。		
	1 市の方針や地域の実態を十分に把握しておらず、事業計画に反映できていない。		
<b>【事業実施状況の評価】</b> ④ 事業計画の実施状況を、センター職員が協働して評価し、評価結果を次年度の計画に反映させている。	4 年度末に実施状況の評価を行い、評価結果を次年度の事業計画に十分反映させている。		
	3 年度末に実施状況の評価を行い、評価結果を次年度の事業計画に反映させている。		
	2 評価は行っているが、次年度の事業計画に反映させていない。		
	1 年度末の実施状況の評価が不十分又は行っておらず、次年度の事業計画に反映させていない。		

区分	業務推進のための指針（指標）	基準		
(2)運営体制 (続き)	【介護予防ケアマネジメントの直接実施率】 ⑤ 介護予防プランナーを必要数配置し、要支援者及び事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントが直接実施できるよう努める。	4	地域包括支援センターの直接実施率が年平均60%以上である。	
		3	地域包括支援センターの直接実施率が年平均50%以上60%未満である。	
		2	地域包括支援センターの直接実施率が年平均40%以上50%未満である。	
		1	地域包括支援センターの直接実施率が年平均40%未満である。	
	【介護予防ケアマネジメント担当件数】 ⑥ 委託職員の介護予防ケアマネジメント担当件数が上限（委託職員全体及び個々の職員）を超えることのないよう、調整している。	4	委託職員の介護予防ケアマネジメントの担当件数が、年間を通じて委託職員全体でも、個々の職員についても上限以下である。	
		3	委託職員の介護予防ケアマネジメントの担当件数が、平均すると委託職員全体でも、個々の職員についても上限以下であるが、上限を超えた月がある。（上限を超えた期間は3か月以内）	
		2	委託職員の介護予防ケアマネジメント担当件数が、委託職員全体では上限以下であるが、一部上限を超えた職員がいる。	
		1	委託職員の介護予防ケアマネジメント担当件数が、委託職員全体で上限を超えている。	
	【公正・中立な運営】 ⑦ 併設サービス提供事業部門がある場合、机の分離やパーテーションによる仕切りの設置等により、サービスとマネジメントが分離できる事務室の配置としている。 ⑧ パソコンを設置し、パスワード管理等により、他の事業部門が開けないように管理している。	4	事務室がセンター専用の部屋である。又は事務室が併設サービス提供事業部門と同一の部屋だが、1 m程度は離れている又はパーテーション等の仕切りを設置している。書類やパソコンの情報を、他の事業部門と区別して管理している。	
		3	なし	
		2	なし	
		1	事務室が併設サービス提供事業部門と同一であり、パーテーション等の仕切りがない、又は書類やパソコンの情報の管理が、他の事業部門と区分されていない。	
	(3)職員体制	【センター長】 ① センター長が現場管理者として、市の方針や予算を把握した上で、センターの業務方針を定め、進行管理している。	4	委託職員であるセンター長が、市の方針や予算を把握した上で、センター全体の業務を適切に把握・管理するとともに、職員の指導を行っている。
			3	委託職員であるセンター長が、市の方針や予算を把握した上で、センター全体の業務を適切に把握・管理している。
			2	センター長が、市の方針や予算を把握した上で、センター全体の業務を把握・管理している。
			1	センター長が、センター全体の業務を十分に把握・管理できていない。
【三職種及び職員の連携】 ② 三職種がそれぞれの専門性を発揮しながら、情報の共有を図りつつ、適切な役割分担の下に業務を遂行するため、定期的に業務検討会や事例検討会を開催している。		4	センター全体で定期的に業務検討会やケース検討会を開催している。（いずれも月1回以上）	
		3	センター全体で定期的（月1回以上）に業務検討会やケース検討会を開催している。	
		2	センター全体で業務検討会やケース検討会を開催している。	
		1	センター全体での業務検討会やケース検討会を開催していない。	
【職員の確保、適正配置】 ③ 地域包括支援センター業務の円滑な進行のため、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保・育成を行っている。		4	委託職員を適正に配置し、欠員が生じなかった。	
		3	委託職員の欠員期間が、必要期間の0%～15%未満であった。	
		2	委託職員の欠員期間が、必要期間の15%～30%未満であった	
		1	委託職員の欠員期間が、必要期間の30%以上であった。	
【経験豊富な職員の配置】 ④ 地域包括支援センターの業務は豊富な経験と高度な知識が必要となることから、経験豊かな職員を配置するよう努めている。		4	委託職員（過去1年間の増員職員を除く）の当該センターでの平均勤続年数が7年以上である。	
		3	委託職員（過去1年間の増員職員を除く）の当該センターでの平均勤続年数が5年以上7年未満である。	
		2	委託職員（過去1年間の増員職員を除く）の当該センターでの平均勤続年数が3年以上5年未満である。	
		1	委託職員（過去1年間の増員職員を除く）の平均勤続年数が3年未満である。	

区分	業務推進のための指針（指標）	基準
(3)職員体制 (続き)	【職員の資質向上】 ⑤ センター職員は、知識や技術を習得するために計画的に研修会を受講するとともに、受講後は、センター内で伝達講習などを行い、知識や技術の共有を図っている。	4 職員の専門的研修会の研修履歴を記録し、職種や担当業務に応じた研修を計画的に受講させ、受講後はセンター内で伝達研修会を開催している。
		3 職員の専門的研修会の研修履歴を記録し、職種や担当業務に応じた研修を計画的に受講させている。
		2 職員に専門的研修を受講させている。
		1 職員に専門的研修を受講させていない。
(4)個人情報の保護	【個人情報の管理】 ① 個人情報保護の担当者を置き、地域包括支援センター全体の個人情報（紙媒体、電子媒体等）の保管場所（どこに何があるか）について把握し、センター職員以外の者が閲覧できないよう管理している。	4 個人情報保護の担当者を置くとともに、ほぼすべての個人情報の保管場所を把握・管理し、センター職員以外の者が閲覧できないようにしている。
		3 なし
		2 個人情報保護の担当者は置いているが、個人情報の保管場所の把握・管理は十分でない。又は、個人情報保護の担当者を置いていないが、ほぼすべての個人情報保護の保管場所を把握・管理し、センター職員以外の者が閲覧できないようにしている。
		1 個人情報保護の担当者を置いておらず、情報の保管場所や管理については、職員個人で行っている。
	【個人情報保護に関する職員の認識】 ② 個人情報の漏洩防止や目的外使用の禁止等の個人情報の保護に関する職員の意識を高めるよう、マニュアルを整備するとともに、定期的な注意喚起等を実施している。	4 個人情報の保護について、マニュアルの整備や定期的な注意喚起が行われている。
		3 なし
		2 個人情報の保護について、マニュアルを整備しているが、定期的な注意喚起は行われていない。又は、個人情報の保護について、マニュアルを整備していないが、定期的な注意喚起は行われている。
		1 個人情報の保護について、マニュアルがなく、個人情報の保護については、職員個人任せになっている。
(5)広報活動	【広報活動】 ① 地域包括支援センターを紹介するパンフレット等を作成している。 ② センターだよりやホームページの掲載など多様な媒体で広報している。	4 3に加えて、ホームページなど複数の媒体で定期的にセンターの事業内容などを広報している。
		3 独自の地域包括支援センター紹介用パンフレット（又はチラシ等）を作成しているほか、地域包括支援センターだよりなどを発行し、紙媒体の広報を複数行っている。
		2 独自で地域包括支援センター紹介用パンフレット（又はチラシ等）を作成している。
		1 独自のパンフレット（又はチラシ等）を作成していない。
	【認知度】 ③ 地域包括支援センターが、高齢者の相談支援機関として認知されている。 ※ 広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査結果（平成29年1月実施）の「地域包括支援センターを知っているか」の設問で「知らない」と答えた人の割合→4点：20%未満、3点：20%以上25%未満、2点：25%以上30%未満、1点：30%以上	4 地域のほとんどの高齢者が地域包括支援センターを知っている。
		3 地域の多くの高齢者が地域包括支援センターを知っている。
		2 地域のある程度の高齢者が地域包括支援センターを知っている。
		1 高齢者に地域包括支援センターをあまり知られていない。
	【公正・中立性】 ④ 地域包括支援センターの紹介パンフレット等の媒体では、法人のPRを行っていない。 ⑤ 電話対応時に、「〇〇地域包括支援センター」と名乗っており、母体施設名等を名乗っていない。	4 センターの紹介パンフレット等で、法人の他のサービス部門のPRを行っておらず、電話対応時に、地域包括支援センター名を名乗り、母体施設名等を名乗っていない。
		3 なし
2 なし		
1 センターの紹介パンフレット等で、法人の他のサービス部門のPRを掲載した、又はいつも、電話対応時に地域包括支援センター名を名乗らず、母体施設名等を名乗っている。		
(6)苦情処理	【苦情対応】 ① 地域包括支援センターに対する苦情を受け付け、記録に残している。 ② 地域住民や介護支援専門員等から、地域包括支援センターに出された苦情に対し、適切に対応している。	4 苦情があった場合、適切に対応して記録に残し、センター内で共有し再発防止に努めている。
		3 苦情があった場合、適切に対応し、内容や対応方法を相談記録に記録している。
		2 苦情があった場合、適切に対応しているが、内容や対応方法を相談記録に記録していない。
		1 苦情に対し、十分な対応ができていない。

区分	業務推進のための指針（指標）	基準	
(6)苦情処理 (続き)	<b>【利用の満足度】</b> ③ 相談者のニーズや状況に応じた、適切な相談対応を行っている。 ※ 広島市高齢者の生活実態と意識に関する調査結果（平成29年1月実施）の地域包括支援センターを利用した人のうち「利用した際の満足度」の設問で「大変よかった」「まあ良かった」と答えた人の割合→4点：80%以上、3点：75%以上80%未満、2点：75%未満	4	地域包括支援センターを利用したほとんどの高齢者が満足している。
		3	地域包括支援センターを利用した多くの高齢者が満足している。
		2	地域包括支援センターを利用したある程度の高齢者が満足している。
		1	なし

## 2 地域のネットワーク構築

地域におけるネットワーク構築業務	<b>【関係機関との連携づくり】</b> ① 民生委員協議会・社会福祉協議会・老人クラブ等地域団体の集まりに参加して、情報収集とともにセンターが何をしているかアピールし、顔が見える関係をつくり、必要な情報が入るようにしている。	4	地域団体主催の会議に高齢者人口1,000人当たり年9回以上参加するとともに、圏域内の偏りなく参加できている。
		3	地域団体主催の会議に高齢者人口1,000人当たり年7回以上9回未満参加している。
		2	地域団体主催の会議に高齢者人口1,000人当たり年4回以上7回未満参加している。
		1	地域団体主催の会議への参加が高齢者人口1,000人当たり年3回以下である。
	<b>【圏域内マップ等作成】</b> ② 圏域の医療・介護サービス提供機関、専門相談機関等の機能・特徴を整理している。 ③ 圏域の「高齢者交流サロン」や「介護予防拠点」、生活支援サービス提供団体等の情報を整理している。 ④ 圏域のマップ・リストを目的に応じて多種類作成（地域資源マップ、介護予防マップ等）するとともに、常に最新の情報に更新し、地域の高齢者や関係者へ配布している。	4	3に加え、サロンや介護予防拠点などの介護予防に関するマップや生活支援サービス提供団体等の情報を整理したマップ（又はリスト）を作成し、最新の情報に更新し、よく活用している。
		3	医療・介護サービス、専門相談機関の特徴を整理しマップ又はリストを作成するとともに、適時最新の情報に更新し、よく活用している。
		2	医療・介護サービス、専門相談機関の特徴を整理しマップ又はリストを作成しているが、更新頻度が不十分である。
		1	圏域内のマップ（又はリスト）は作成していない、又は不足、不備がある。
	<b>【地域ケア会議の開催】</b> ⑤ 担当圏域において「地域ケア会議」を開催し、地域住民や関係機関の意見を聞く場を持ち、地域のニーズや課題を把握している。	4	地域ケア会議の開催回数が、高齢者人口1,000人当たり年4回以上であり、圏域内の偏りが無い。
		3	地域ケア会議の開催回数が、高齢者人口1,000人当たり年2回以上4回未満である。
		2	地域ケア会議の開催回数が、高齢者人口1,000人当たり年1回以上2回未満である。
		1	地域ケア会議の開催回数が、高齢者人口1,000人当たり年1回未満である。
<b>【地域の課題解決】</b> ⑥ 地域ケア会議等を通じて、地域のニーズや課題を踏まえ、関係機関と目標や課題を共有し、課題解決に向け積極的に取り組んでいる。	4	専門職を含めた地域ケア会議の開催等を通じて地域課題を把握し、解決策のための具体的な取組を実施している。	
	3	地域ケア会議等を通じて地域の課題等を把握し、解決策を検討している。	
	2	地域ケア会議等を通じて、地域課題を把握している。	
	1	地域ケア会議等を開催しているが、地域課題の把握にまで至っていない。	

## 3 総合相談支援

総合相談業務	<b>【相談支援】</b> ① 地域に住む高齢者の様々な相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的にフォローしている。	4	総合相談件数が高齢者人口1,000人当たり年100件以上（実件数）であり、継続的に支援している。
		3	総合相談件数が高齢者人口1,000人当たり年75件以上100件未満（実件数）であり、継続的に支援している。
		2	総合相談件数が高齢者人口1,000人当たり年50件以上75件未満（実件数）であり、継続的に支援している。
		1	総合相談件数が高齢者人口1,000人当たり年50件未満（実件数）である。
	<b>【処遇困難事例への対応】</b> ② 本人や家族、関係機関等からの情報収集などのアセスメントを十分行い、センター内のケース会議や処遇検討会の開催等により、的確な状況判断を行い、組織的に対応している。	4	センター内のケース会議や処遇検討会の開催などによりアセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。
		3	アセスメントを十分行い、的確な状況判断のもと、組織的に対応している。
		2	アセスメントを行い、組織的に対応しているが、状況判断があいまいな場合がある。
		1	対応が担当者任せになっている。

区分	業務推進のための指針（指標）	基準
総合相談業務（続き）	<b>【相談記録の作成・管理】</b> ③ 初期段階での相談では相談者との信頼関係を構築し、「利用者基本情報」や「相談受付票」を活用して的確な状況を把握している。 ④ 継続して支援できるよう、相談記録を残している。	4 常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録するとともに、相談内容を類型化し分析している。
		3 常に「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録している。
		2 「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票に記録していないことがある。
		1 「利用者基本情報」や「相談受付票」などの相談記録票の記録が不十分である。

#### 4 権利擁護

(1)権利擁護	<b>【成年後見制度等の利用支援】</b> ① 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業、民間の財産管理・身元保証サービス等、高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を収集し、相談者等へ提供できるよう整理している。	4 高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報を幅広く収集し、情報提供できるよう整理している。
		3 高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報をある程度収集し、情報提供できるよう整理している。
		2 高齢者の権利擁護に係る制度・サービスに関する情報収集を行っているが、提供資料の整理が不十分である。
		1 情報収集が不十分で、提供できる資料も少ない。
	② 地域住民に対し、高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行うとともに、必要な高齢者等への制度・サービス等に関する情報提供や利用支援を適切に行っている。	4 地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行い、実施エリアは全ての小学校区をカバーしている。
		3 地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を計画的に行っている。
		2 地域住民に対し高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行っている。
		1 地域住民に対する高齢者の権利擁護に関する普及啓発はあまり行っていない。
(2)高齢者虐待防止	<b>【高齢者虐待への対応】</b> ① 通報・届出・相談があった場合は、的確に状況判断を行うとともに、本人宅への訪問を含め、迅速かつ的確な情報収集を行っている。	4 通報等の内容を的確に判断し、通報を受けた後、関係機関に連絡を行うなど、迅速かつ的確な情報収集を行うとともに、概ね48時間以内にコアメンバー会議を開催している。
		3 通報等の内容を的確に判断し、情報収集を行い、コアメンバー会議を開催している。
		2 通報等の内容の判断が不適切だったり、情報収集が不十分な場合がある。
		1 通報等の内容の判断が不適切で情報収集も不十分である。
	② 収集した情報に基づき、速やかにコアメンバー会議を開催し、緊急性の判断や支援計画を作成し、関係機関と連携し適切に対応している。	4 虐待対応の全てのケースについて、状況変化に応じて支援計画を作成し、関係機関等と連携した支援を行っている。
		3 虐待対応ケースの支援計画を策定し、関係機関等と連携した支援を行っている。
		2 虐待対応ケースの支援計画を策定していない場合がある。
		1 虐待対応ケースの支援計画を策定していない。
	③ 支援計画に基づく事実確認や支援した結果を、その都度、速やかに区健康長寿課に報告し、記録をしている。	4 事実確認や支援した結果を、区健康長寿課に速やかに報告し、記録の提出も常に速やかに行っている。
		3 事実確認や支援した結果を、区健康長寿課に速やかに報告し、記録の提出も概ね速やかに行っている。
		2 事実確認や支援した結果を、区健康長寿課に報告し、記録を提出しているが、速やかでないことがある。
		1 事実確認や支援した結果を、区健康長寿課に報告していないことや記録の提出をしていないことがある。
(3)消費者被害防止	<b>【消費者被害への対応】</b> ① 消費者被害の最新情報と支援の方法を把握した上で、高齢者を対象とした詐欺行為等に関する情報や、消費者被害にあわないための対応方法や被害が発生した場合の対処方法等について、地域住民に対し普及啓発するとともに、必要な高齢者等に適切な助言等の支援を行っている。	4 消費者被害の最新情報と支援の方法を把握し、普及啓発を計画的に行うとともに、適切な助言等の支援を行っている。
		3 消費者被害の情報と支援の方法を入手し普及啓発を行うとともに、助言等の支援を行っている。
		2 被害が発生した場合には対応しているが、消費者被害の防止に関する普及啓発はあまりできていない。
		1 消費者被害の防止に関する普及啓発はあまりできておらず、被害発生時の対応も不十分である。

区 分	業務推進のための指針（指標）	基準		
<b>5 包括的・継続的ケアマネジメント支援</b>				
(1)包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	<b>【関係機関との連携】</b> ① 区厚生部（保健センター、福祉事務所）等行政や医療機関・関係機関等（介護保険施設、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、民生委員、地区組織等）との連携を図っている。	4 3に加えて、地域の介護支援専門員が民生委員や町内会長等の地域団体との連携ができています。 3 関係機関と連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携もできています。 2 介護支援専門員と関係機関の連携を支援している。 1 介護支援専門員と関係機関との連携をあまり支援していない。		
	<b>【介護サービス事業所相互の連携】</b> ② 介護サービス事業所相互の連携を図っている。	4 サービスの種別を問わず、介護サービス事業所相互の連携を図り、ネットワークが構築ができています。 3 介護サービス事業所相互の連携を図り、ある程度ネットワークが構築ができています。 2 介護サービス事業所相互の連携を図っているが、ネットワーク構築には至っていない。 1 介護サービス事業所相互の連携をあまり図っていない。		
	(2)介護支援専門員に対する支援	<b>【介護支援専門員への個別支援】</b> ① 日頃から多職種・多機関との連携を図り、困難事例を抱える介護支援専門員が、様々な機関の連携により解決ができるよう、支援している。	4 介護支援専門員からの相談対応件数が、高齢者1,000人当たり年25件以上（実件数）である。 3 介護支援専門員からの相談対応件数が、高齢者1,000人当たり年20件以上25件未満（実件数）である。 2 介護支援専門員からの相談対応件数が、高齢者1,000人当たり年10件以上20件未満（実件数）である。 1 介護支援専門員からの相談対応件数が、高齢者1,000人当たり年10件未満（実件数）である。	
		<b>【介護支援専門員のネットワーク構築】</b> ② 介護支援専門員同士の連携体制をつくるとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、連絡会や研修会、事例検討会を計画的に開催している。	4 介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年24回以上開催するとともに、圏域内の概ね90%以上の居宅介護支援事業所が参加している。 3 介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年12回以上24回未満開催している。 2 介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会を年6回以上12回未満開催している。 1 介護支援専門員対象の連絡会や研修会、事例検討会の開催回数が年6回未満である。	
		<b>6 介護予防ケアマネジメント</b>		
		(1)事業対象者の把握	<b>【事業対象者の把握】</b> ① 相談や支援時に、基本チェックリストを実施するなど、様々なルートから事業対象者の把握を積極的に実施している。 ※平成28年度は特定高齢者の決定数	4 相談や支援時だけでなく、地域の通いの場などに出向いて積極的にチェックリストを実施している。 3 相談や支援時に積極的にチェックリストを実施している。 2 相談や支援時にチェックリストを実施している。 1 相談者から申出があればチェックリストを実施している。 4 基本チェックリストの実施により高齢者人口1,000人当たり年30人以上の事業対象者を把握している。 3 基本チェックリストの実施により高齢者人口1,000人当たり年25人以上30人未満の事業対象者を把握している。 2 基本チェックリストの実施により高齢者人口1,000人当たり年20人以上25人未満の事業対象者を把握している。 1 基本チェックリストの実施による事業対象者の把握は、高齢者人口1,000人当たり年20人未満である。
			<b>【チェックリスト非該当者への助言等】</b> ② 基本チェックリスト非該当者に対して、一般介護予防事業やインフォーマルサービスなど多様な情報を提供し、介護予防や必要な支援を受けることができるようフォローしている。	4 基本チェックリスト非該当者に対して多様な情報を提供し、介護予防や必要な支援を受けることができるよう調整している。 3 基本チェックリスト非該当者に対して多様な情報を提供するなど支援をしている。 2 基本チェックリスト非該当者に対して情報を提供するなど支援をしている。 1 基本チェックリスト非該当者に対して何も支援していない。

区分	業務推進のための指針（指標）	基準
(2)介護予防ケアマネジメント	<b>【介護予防ケアプラン作成】</b> ① 適切な介護予防ケアプランを作成している。 ・アセスメントシートを活用し、適切な情報収集や改善可能性等の分析を行う。 ・本人や家族の意向を確認し、利用者の改善意欲や自立意欲を引き出し、主体的な取組につないでいる。 ・参加や活動を取り入れた目標指向型介護予防ケアプランを作成している。	4 的確に情報収集し、生活機能低下の要因を分析した上で、本人の意向を踏まえた具体的な支援方針を立てることができている。 3 情報収集し、生活機能低下の要因を分析した上で、本人の意向を踏まえた支援方針を立てている。 2 情報収集し、生活機能低下の要因を分析しているが、具体的な支援方針となっていない。 1 情報収集や生活機能低下の要因分析が十分でなく、適切な支援方針を立てることができていない。 4 介護保険外のサービスや多様な主体による多様なサービスを含めた活動や参加を取り入れた目標指向型の介護予防ケアプランを作成し、利用者が主体となった具体的な取組につながっている。 3 多様な主体による多様なサービスを取り入れた目標指向型の介護予防ケアプランを作成し、利用者の主体的な取組につながっている。 2 目標指向型の介護予防ケアプランを作成しているが、利用者の主体的な取組につながっていない。 1 目標指向型の介護予防ケアプランになっていない。 4 居宅介護支援事業所に委託しているケースについて、自立支援の観点から適切なケアプランでない場合はプランの変更をするよう必ず指導している。 3 居宅介護支援事業所に委託しているケースについて、自立支援の観点から適切なケアプランでない場合はプランの変更をするよう指導することもある。 2 居宅介護支援事業所に委託しているケースについて、自立支援の観点から適切なケアプランかどうかの確認が十分できていない。 1 居宅介護支援事業所に委託しているケースについて、自立支援の観点から適切なケアプランかどうかの確認がほとんどできていない。
	<b>【サービス担当者会議の開催】</b> ② サービス担当者会議をケアプラン作成時、変更時等適切に開催している。 ・サービス担当者会議を開催し、利用者サービス提供者が生活機能向上のための課題や支援方針や目標を共有している。	4 全てのケースについてサービス担当者会議を開催し、生活機能向上のための課題や支援方針、目標の共有ができている。 3 サービス担当者会議を開催し、生活機能向上のための課題や支援方針、目標の共有ができている。 2 サービス担当者会議を開催しているが、生活機能向上のための課題や支援方針、目標の共有が十分にできていない。 1 サービス担当者会議を開催しないケースがある。
	<b>【モニタリング及び評価】</b> ③ 適切にモニタリング・評価を実施している。 ・介護予防ケアプランどおりに、利用者自身の行動やサービスの提供がなされているか、支援内容が適切であるかどうか確認している。 ・サービス事業者からの報告をもとに、介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうか確認している。 ・評価は、利用者の自立支援の観点から実施している。	4 全てのケースについて介護予防ケアプランどおりに利用者自身の行動やサービスの提供がなされているか把握し、自立支援の観点からの評価を適切に行っている。 3 介護予防ケアプランどおりに利用者自身の行動やサービスの提供がなされているか把握し、自立支援の観点からの評価を行っている。 2 介護予防ケアプランどおりに利用者自身の行動やサービスの提供がなされているかの把握や、自立支援の観点からの評価を行っていないケースがある。 1 サービス利用状況の確認だけを行い、適切な評価ができていない。
	<b>【サービス利用後の地域とのつながり】</b> ④ サービス利用等により機能が改善した後は、地域の交流サロンや介護予防拠点など住民主体の地域の取組に積極的に繋ぐ。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">             平成28年度は評価しない。           </div>	4 介護予防・生活支援サービス利用者のうち30%以上の者が機能改善により一般介護予防事業等の地域の取組につながっている。 3 介護予防・生活支援サービス利用者のうち20%以上30%未満の者が機能改善により一般介護予防事業等の地域の取組につながっている。 2 介護予防・生活支援サービス利用者のうち10%以上20%未満の者が機能改善により一般介護予防事業等の地域の取組につながっている。 1 介護予防・生活支援サービスから機能改善により一般介護予防事業等に移行した者が10%未満である。

区分	業務推進のための指針（指標）	基準
(2)介護予防ケアマネジメント（続き）	【スムーズな引継ぎ】 ⑤ 介護給付に移行した場合など、居宅介護支援事業所にケースを引き継ぐ場合は、支援の継続性に留意する。	4 支援の継続性に留意し、居宅介護支援事業所に、スムーズな引継ぎがよくできている。
		3 支援の継続性に留意し、居宅介護支援事業所に、スムーズに引継ぎができている。
		2 支援の継続性にあまり留意せず、居宅介護支援事業所に、スムーズに引継ぎができていない。
		1 居宅介護支援事業所への引継ぎが不十分である。
	【公正・中立な介護予防ケアマネジメント】 ⑥ サービス事業所又は居宅介護支援事業所の選択を利用者自らが行えるよう、事業所一覧等を利用者に提示し支援している。	4 サービス事業所及び居宅介護支援事業所の一覧等を整備するとともに、介護予防ケアプラン作成時等において、利用者自らが事業所を選択できるよう、利用可能な事業所情報を本人や家族に提供している。
		3 なし
		2 なし
		1 サービス事業所又は居宅介護支援事業所の一覧等を整備していない、又は介護予防ケアプラン作成時等において、利用可能な事業所情報を本人や家族に提供していない。
	⑦ 正当な理由がある場合を除き、特定の法人の事業所に偏った訪問型サービスの利用をしていない。	4 訪問型サービスの利用は、各法人とも80%以下である、又は、特定の法人の訪問型サービスを、80%を超えて利用しているが、正当な理由がある。
		3 なし
		2 なし
		1 正当な理由なく、特定の法人の訪問型サービスを、80%を超えて利用している。
	⑧ 正当な理由がある場合を除き、特定の法人の事業所に偏った通所型サービスの利用をしていない。	4 通所型サービスの利用は、各法人とも80%以下である、又は、特定の法人の通所型サービスを、80%を超えて利用しているが、正当な理由がある。
		3 なし
		2 なし
		1 正当な理由なく、特定の法人の通所型サービスを、80%を超えて利用している。
⑨ 業務の一部を居宅介護支援事業所に委託する際、正当な理由がある場合を除き、特定の法人の事業所に偏って委託していない。	4 居宅介護支援事業所への委託件数は、各法人とも80%以下である、又は、特定の法人の居宅介護支援事業所への委託件数が80%を超えているが、正当な理由がある。	
	3 なし	
	2 なし	
	1 正当な理由なく、特定の法人の居宅介護支援事業所への委託件数が、80%を超えている。	

## 7 重点事業

(1)地域介護予防拠点整備促進事業	① 町内会や地区社協等の地域団体や地域住民に対し、様々な機会を捉えて介護予防の必要性やいきいき百歳体操などの運動の効果について説明し、取り組みの意向があれば支援することを伝える。 ② 介護予防拠点の実施の意向のあった団体等に対し、リハビリ専門職と連携して支援を行い、いきいき百歳体操を取り入れて週1回以上開催する介護予防拠点を立ち上げる。 ③ 介護予防拠点の活動について、定期的に効果測定を行うなど、継続のための支援を行う。 ④ 運動だけでなく、低栄養予防、口腔機能改善、認知機能向上など、バランスよく介護予防の取組を促進する。	4 介護予防の必要性やいきいき百歳体操など運動の効果について、会議や教室で年24回以上説明している。
		3 介護予防の必要性やいきいき百歳体操など運動の効果について、会議や教室で年12回以上説明している。
		2 介護予防の必要性やいきいき百歳体操など運動の効果について、会議や教室で年6回以上説明している。
		1 介護予防の必要性やいきいき百歳体操など運動の効果に関する説明は、年6回未満である。
		4 いきいき百歳体操を取り入れて週1回以上開催する介護予防拠点を4か所以上立ち上げている。
		3 いきいき百歳体操を取り入れて週1回以上開催する介護予防拠点を2か所以上立ち上げている。
		2 いきいき百歳体操を取り入れて週1回以上開催する介護予防拠点を1か所立ち上げている。
		1 いきいき百歳体操を取り入れて週1回以上開催する介護予防拠点を立ち上げることができなかった。



区 分	業務推進のための指針（指標）	基準
(1)地域介護 予防拠点整 備促進事業 (続き)		4 介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり15人以上である。
		3 介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり10人以上15人未満である。
		2 介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり5人以上10人未満である。
		1 介護予防拠点の参加者が高齢者人口1,000人当たり5人未満である。
		4 介護予防教室や介護予防拠点において、運動だけでなく、低栄養予防、口腔機能改善、認知機能向上など、バランスよく介護予防の取組を促進している。
		3 なし
		2 介護予防教室や介護予防拠点において、もっぱら運動だけで、低栄養予防、口腔機能改善、認知機能向上などとバランスがとれた介護予防の取組は促進していない。
		1 なし
		4 地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施しており、着実に成果が上がっている。
		3 地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施している。
		2 地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた取組になるよう努めている。
		1 地域の実態を踏まえた取組になっていない。
		(2)高齢者地 域支え合い 事業
3 地域団体等で組織する見守りネットワーク組織を立ち上げ、地域全体で高齢者を見守り、支え合うための具体的な取組を実施している。		
2 地域団体等で組織する見守りネットワーク組織を立ち上げ、地域全体で高齢者を見守り、支え合うための検討協議をしているが、具体的な取組には至っていない。		
1 地域団体等で組織する見守りネットワーク組織に関する検討協議ができていない。		
4 見守りネットワーク組織が1か所以上の小学校区で新たに立ち上がっている、又は圏域内全ての学区で立ち上がっている。		
3 見守りネットワーク組織の立ち上げのための検討協議を1か所以上の学区で新たに開始している。		
2 なし		
1 見守りネットワーク組織が1か所も立ち上がっていない。		
4 見守り対象者の個別訪問等から把握した見守りや地域の支え合い活動に関する地域課題をネットワーク組織に還元し、課題解決のための取組の検討を経て、具体的な取組につながっている。		
3 見守り対象者の個別訪問等から把握した見守り活動や支え合い活動に関する地域課題をネットワーク組織に還元し、課題解決のための取組の検討を行っている。		
2 年1回の見守り対象者の個別訪問等の中から地域課題の把握に努めている。		
1 年1回の全ての見守り対象者の個別訪問ができていない。		
4 認知症サポーター養成講座を見守り協力員などの地域住民や民間企業、学校など、幅広い対象に対して、年4回以上開催している。		
3 認知症サポーター養成講座を見守り協力員などの地域住民や民間企業、学校など、幅広い対象に対して、年3回開催している。		
2 認知症サポーター養成講座を年2回以上開催している。		
1 認知症サポーター養成講座の開催回数が年1回以下である。		

区 分	業務推進のための指針（指標）	基準		
(2)高齢者地域支え合い事業（続き）		4	地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施しており、着実に成果が上がっている。	
		3	地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施している。	
		2	地区診断等を基に地域の実態を踏まえた取組になるよう努めている。	
		1	地域の実態を踏まえた取組になっていない。	
(3)在宅医療・介護連携推進事業	<p>① 医療関係者と介護関係者等の顔の見える関係づくりや多職種が連携した在宅ケアの質の向上のため、多職種による定期的な情報交換会や事例検討会を開催している。</p> <p>② 日常生活圏域で開催している情報交換会や事例検討会等を通じて把握した課題を、区の在宅医療・介護連携推進委員会等の区レベルの取組につなげる。</p>	4	3に加えて、テーマに応じて、医療関係者（医師、歯科医師、薬剤師、リハビリ専門職）や介護関係者（介護支援専門員、サービス提供事業所）、地域団体（民生委員、地区社協）など、多様な参加者による情報交換会や事例検討会を、随時、開催している。	
			3	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会等を年2回以上開催している。
			2	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会等を年1回開催している。
			1	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会等をほとんど開催していない。
		4	3に加えて、区在宅医療・介護連携推進委員会などにより区レベルの課題解決につなげている。	
		3	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会を通じて課題を把握し、地域ケア会議などにより地域の課題解決につなげている。	
		2	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会等を開催しているが、課題把握につながっていない。	
		1	圏域内の多職種による情報交換会・事例検討会等をほとんど開催していない。	
		4	医療機関との退院前カンファレンスにセンター職員や圏域内の介護支援専門員が積極的に参加し、病院から在宅生活へスムーズに移行できるよう支援するなど、医療と介護の連携を積極的に実践している。	
		3	医療機関からの要請に応じて退院前カンファレンスにセンター職員や圏域内の介護支援専門員が参加し、病院から在宅生活へスムーズに移行できるよう支援するなど、医療と介護の連携を実践している。	
		2	なし	
		1	センター職員等が退院前カンファレンスに参加することがほとんどないなど、医療と介護の連携が実践できていない。	
		4	地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施しており、着実に成果が上がっている。	
		3	地区診断等を基に、地域の実態を踏まえた全体計画を作成した上で計画的に取組を実施している。	
		2	地区診断等を基に地域の実態を踏まえた取組になるよう努めている。	
		1	地域の実態を踏まえた取組になっていない。	